

第2回認証評価検討委員会 議事要旨

(注：本議事要旨は、事務局の責任で作成したものであり、今後、訂正される可能性があります。)

日時：平成15年12月19日 14:00～16:00

場所：弁護士会館1702号室

出席委員(50音順、敬称略)浅古弘、阿部一正、飯田隆、飯室勝彦、柏木昇、亀井尚也、川端和治、菊池武久、京藤哲久、小山稔、中川美雪、納谷廣美、長谷川裕子、日和佐信子、宮川光治、村瀬均、吉松悟、米倉明

(欠席：浦部法穂、大出良知、小幡純子、高木晴夫、松浦好治)

1 認証評価および評価基準の在り方と基本構想(第1回の続き)

・「2つのマインド・7つのスキル」はフィロソフィーとしては意味はあるが、具体的な基準になるのか、基準との関係については突っ込んだ議論が必要。評価項目の中に2つのマインド・7つのスキルをいかに盛り込むか、ということの議論が必要。

2 評価基準の具体的内容

【適格・不適格のみの評価とするか、多段階評価を行うか】

- ・法科大学院の総合評価では適格・不適格の評価、項目別評価では多段階評価とすべき。
- ・総合評価では、特記事項があれば文章で記載すべき。

【1点でも不十分な点があれば総合評価で不適格とする項目があるか】

- ・設置基準違反が1点でもあれば不適格とすべき

【総合的に見て不適格となる項目は何か】

- ・各項目がオールC(適格だが最低水準)の場合に、総合D(不適格)としうるか、という問題とすると、認証評価は今回の設置基準をクリアしたところを審査するから、適格認定上はそういう判定を行う余地を残した方がよい。
- ・上記の場合、一定期間以内に改善を促して、改善がなければ不適格とするのがよい。
- ・設置基準に対してプラスアルファ(上乘せ・横出し)の項目について充たしていない場合に、すぐに不適格とはしないが、総合的に見て不適格とする基準があるか、という問題でもある。

【多段階評価について】

- ・絶対評価による評価とすべき
- ・項目別評価における項目は、評価基準における大項目(1法科大学院運営の基本方針、2入学者選抜、3カリキュラムと教え方、4教員及び教育体制、5成績評価・修了認定、6教育・学習の環境、7自己改革体制)と、大項目を構成する小項目の2段階で行うべき。
- ・評価の客観性を担保することが重要。
- ・評価の客観性を担保するためには、小項目毎に可能な限り評価結果を数値化するべき。

- ・各小項目の重みは異なる。入学者選抜では最終的に実施が公正であるかが最重要。
- ・小項目も開示するべき。
- ・最終的に数値化できない項目については、実際に審査した人の印象が意見として付記されるのではないか。
- ・評価基準は、文章を相当練って書くべき。
- ・評価の客観性を担保するために、複数の人が別々に評価して、その後に合議すると客観性が出る。

【評価の段階分けについて】

- ・評価段階は少ない方がよい。評価にぶれが出る。
- ・評価がBに集中する傾向がある。Bを多段階（B -、B、B +）にすることで受ける側が励みになる。少し難しくても少しぶれても、励みになるのがよい。
- ・A、B +、B、C、Dという分け方もある。
- ・項目ごとに多段階評価の可能性を検討するべき。項目によっては適格不適格の2段階もあり得る。双方向授業の実施は5段階評価できるのではないか。
- ・5段階位がちょうどよい。

【評価基準案について】

- ・「2つのマインド・7つのスキル」と評価基準、評価項目を結びつけたマトリックスを事務局に作って欲しい。その際、2つのマインド・7つのスキルを目指すときに何を努力すればよいかを示すべき。そうすると分かりやすい。
- ・科目毎に評価基準の場合分けをして欲しい（展開先端科目では双方向でなくてもよいとか、クリニックの生徒対教員の比率を別個に設けるなど）。
- ・法律基礎科目を最重要にして欲しい。修習生を見てきた経験からの意見。
- ・法律基礎科目ばかりでは、司法試験対策と見なされる。
- ・2つのマインド・7つのスキルを評価基準に落とし込むと行き過ぎか。解釈基準に留めるべきか、この点の意見も欲しい。

3 自己点検・自己評価報告書の在り方と基本構想

- ・現地調査・対話重視は重要。
- ・自己評価の客観性担保が重要。自己評価作成のメンバーに外部の関係者を加えることもあり得る。
- ・学生にインタビューする方法もある。

4 法科大学院訪問調査

- ・十数校から問い合わせが来ている。2月までに訪問する。意見を聞いて評価事業に反映させたい。